

地方財政審議会付議（説明）案件

平成30年6月8日（金）

（案件名）

- ・ ふるさと納税について（説明案件）

自治税務局市町村税課

吉井補佐（内26657）

ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての平成30年4月1日付け大臣通知のポイント

- ふるさと納税は、地方団体が自ら財源を確保し、地域の活性化に向けた様々な政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度。
- 一方、一部の団体の対応によって、ふるさと納税制度そのものが批判を受けることはあってはならないことから、返礼割合をはじめ、H29通知を徹底する趣旨を含め、4月1日付けで新たな大臣通知を発出。

① ふるさと納税のさらなる活用に向けた取組の推進

- ふるさと納税を活用した事業の明確化、成果の報告、ふるさと納税を行った方との継続的なつながりをもつ取組の推進を要請
- 「ふるさと起業家支援プロジェクト」等の積極的な実施を呼びかけ

② H29通知の維持

- 返礼品の送付に関して、H29通知に沿った対応を引き続き要請

③ 「返礼割合」の徹底

- 特に、「返礼割合」が3割を超えるものを返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請

④ 「地場産品以外の送付」への対応

- 地域資源の活用が図られるよう、「地場産品以外の送付」について良識のある対応を要請

「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号総務大臣通知)抜粋

(前略)今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いいたします。(後略)

第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途(寄附金の使用目的)について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合(以下、「返礼割合」という。)の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

(3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

(略)

「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号総務大臣通知)

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付け総税市第28号。以下、「平成29年通知」という。)を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成29年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

平成30年4月1日付総務大臣通知(抜粋)

返礼割合が3割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

平成29年4月1日付総務大臣通知(抜粋)

第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

(参照条文)

○地方財政法

(地方財政運営の基本)

第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

(参照条文)

○地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

○地方自治法

第二条

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

「地場産品以外」の返礼品の送付について

平成30年4月1日付総務大臣通知(抜粋)

「地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切」

地場産品以外の返礼品の例

以下は、現時点で、国民の理解を得るのが難しいと思われる返礼品の一部を例示したもの。

<食料品>

- ・他地域産の牛肉、うなぎ、かに、メロン、いくら、ビール
- ・外国産のワイン、ウイスキー、ハム

<雑貨>

- ・他地域の企業の寝具、キッチン用品
- ・外国企業の鍋

<カタログギフト、チケット>

- ・カタログギフト
- ・他地域の遊園地チケット、温泉施設招待券、料亭での食事券
- ・海外ホテル宿泊券、旅行券

今回の総務大臣通知に係る大臣閣議後記者会見

○平成30年3月30日 閣議後記者会見(抜粋)

【野田総務大臣】

返礼品については、昨年4月の通知発出後も、依然として、一部の団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。

こうした状況が続くことによって、制度そのものが批判を受けることはあってはならないことから、今般、改めて4月1日付けで通知を発出することとしました。

今回の通知では、

- ・ふるさと納税の更なる活用に向けた取組の推進のほか、
 - ・返礼品の送付に関して、引き続き、昨年4月の通知に沿った対応をお願いしています。
 - ・中でも、特に返礼割合の徹底についてお願いしています。
 - ・また、返礼品を送る場合には、地場産品とすることが適切であることから、良識のある対応をあわせてお願いしています。
- 各地方団体においては、今回の通知の趣旨をしっかりと受け止めていただきたいと考えています。

【記者】

(略)大臣、これまで、今回通知にも書いてますけれども、自治体の良識ある判断に委ねるというようなお話をこれまでもされてきましたが、その中で、今回改めて通知を出そうというふうに判断された理由についてお聞かせください。

【野田総務大臣】

今でも地方自治体の独自の良識ある判断に委ねるものであるということとは変わりませんが、やはり一部、皆さんも取り上げられた事例の中で、行き過ぎた事例、返礼割合が高すぎる、結果として、ふるさとに対して思いを寄せている割には、地方自治体に届くお金が少ないというようなことや、また、返礼品に関しても、これは地域の活性化に結びついていかなきゃならないことなんだけれども、実際には地域で生産されていなかったり、結果として、都市に本社を持つような企業の収益につながるような事態になっているということ。

そういうことがすべてではないんですけれども、そこが大きく取り上げられると、国民の中からふるさと納税に対する疑心暗鬼が生まれて、制度そのものに対しての批判が強まってくることは非常に残念なことなので、今一度、ふるさと納税の趣旨というのを思い出していただいて、既に多くの方たちが、私がお出したお手紙を読んでいただき、しっかり理解していただき、真面目に取り組んでいただいているわけなんですけれども、ほんの一部のそういう突出した事例によって、そういう努力が報われないことになってはいけない。

そういう思いもあって、あくまでも地方自治体が主体的に取り組むことですけれども、よくよく検証していただいて、地方全体で盛り上がっていかねばならない問題で、水を差すようなことをして、他の地方自治体にご迷惑をかけないように、そういう取組をしていただきたいなと願っているところです。

今回の大臣通知についての市長会及び町村会における対応

○全国市長会 「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月11日付け会長コメント)

ふるさと納税制度については、寄せられた寄附金が子育てや教育、観光、地域産業の振興等に充当されるなど、地方創生を推進する手段として積極的に活用されているところである。

その一方で、自治体間の返礼品競争や一部自治体における高額な返礼品の送付など、制度運用に際しての課題があり、昨年、総務大臣から通知がなされたところであるが、今般、一部の自治体において、返礼割合が高いものや、地場産品以外のものを返礼品として送付するなど趣旨に沿った対応がなされていない状況が見受けられ、このような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうとして、改めて総務大臣から通知もなされている。

ふるさと納税制度は、地方創生を進めるうえにおいても有益な制度であり、本制度の運用については、本来、地方団体自らが主体的な判断により、節度を持って対応していくべきと考える。

この制度を健全に発展させ、継続的に維持できるよう、我々都市自治体は、制度本来の趣旨を踏まえ、適切に対応していく所存であることを改めて確認する。

○全国町村会 「ふるさと納税の返礼品の送付等に係る対応について」(平成30年4月5日付け各都道府県町村会長宛会長通知)

ふるさと納税の返礼品の送付等に係る対応について本会の諸活動につきましては、日頃よりご高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、ふるさと納税の返礼品については、地方自治体間の競争が過熱したことを受け、平成29年4月1日付総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出されるとともに、本会においても、同年4月26日、上記通知に沿って責任と良識ある対応をするよう申合せを行ったところです。

しかしながら、一部の地方自治体においては、依然として制度の趣旨に反する返礼品が送付されている状況が見受けられることから、今般、改めて総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」が発出されました。

ふるさと納税制度は、真に地方創生等につながる仕組みとして活用していくため、健全に発展させていくことが不可欠ですが、仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度に対する国民の信頼を損なうことともなりかねません。

このことから、貴都道府県町村会長におかれましては、管内町村に対し、今般の総務大臣通知の内容を周知いただき、返礼品の送付等については、責任と良識ある対応をいただきますようお願い申し上げます。

「ふるさと起業家支援プロジェクト」等の概要

- ふるさと納税は、地方団体が自ら財源を確保し、地域の活性化に向けた様々な政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度であり、今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、さらなる活用を推進。
- クラウドファンディング型ふるさと納税に取り組む地方団体を後押しするため、平成30年度から以下のプロジェクトを実施。

ふるさと起業家支援プロジェクト

地域経済の好循環の拡大が図られるよう、地方団体がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、起業家に対して資金提供を行う。



ふるさと移住交流促進プロジェクト

ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を通じて、将来的な移住・定住につなげる。



※H30予算において新規計上